

平成 20 年度 宇都宮市社会福祉審議会第 1 回障がい者福祉専門分科会 議事録

日時：平成 20 年 7 月 14 日（月）

午後 3 時 30 分～4 時 20 分

場所：市役所 15A 会議室

【出席者】 福田委員，梅園委員，加藤委員，亀山委員，唐木委員，白井委員，直井委員，
麦倉委員，池本委員，薄井委員，寺内委員

【欠席者】 飯島委員，大和田委員，小林委員

【事務局】 [障がい福祉課]川中子課長，桐原課長補佐，藤牧企画係長，森田相談支援係長，
田中福祉サービス係長，伊藤総括主査，吉岡主任，谷田主任主事

[保健予防課]小杉課長，本名保健対策係長

[子ども発達センター]広野所長，平石相談係長

【傍聴者】 なし

発言者	進行内容
事務局	開会
事務局	あいさつ
事務局	委員紹介及び事務局紹介
事務局	「分科会長選出」 分科会長の選出ですが，宇都宮市社会福祉審議会条例第 6 条第 2 項の規定により，委員の互選となっておりますが，いかがいたしましょうか。
加藤委員	これまでも分科会長を務めていただいた麦倉委員にお願いしたいと思いますが。やはり，当事者の団体の代表がよろしいと思います。
	「一同異議なし」
事務局	それでは，麦倉委員に，分科会長をお願いしたいと存じます。

<p>麦倉分科会長</p>	<p>障がい者福祉プラン，障がい福祉サービス計画の策定を行うこととなりますが，障害者自立支援法の施行や法の見直しなど，国に翻弄されるところもありますが， 今回，新しい委員の方や市民の代表の方もいらっしゃいますが，会議運営に当たっては，活発にご意見をいただき，意義あるものにしていただきたい。 また，目の不自由な薄井委員もいらっしゃるのので，資料の事前説明などを事務局にお願いしたい。委員の皆様には，わかりやすい議論をお願いしたい。 それでは，会議次第に従い，職務代理者の指名を議題といたします。 事務局より説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>職務代理者につきましては，分科会長に何かあった場合に，その職務を代理する委員となりますが，条例第 6 条第 4 項の規定により，分科会長より指名をお願いいたします。</p>
<p>麦倉分科会長</p>	<p>職務代理者は，分科会長が指名することとされていますので，私から指名させていただきます。職務代理者には，障がい児教育がご専門で，障がい福祉に造詣が深く，6 月まで当分科会に委員としてご参加いただいていた，池本委員にお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。池本委員よろしくをお願いいたします。</p>
<p>池本委員</p>	<p>分科会長に何も無いことを祈りつつ，努めさせていただきます。よろしくをお願いいたします。</p>
<p>麦倉分科会長</p>	<p>議事に入ります。 （1）の第 3 次宇都宮市障がい者福祉プラン及び宇都宮市障がい福祉サービス計画（第 2 期）の策定について，事務局から説明をお願いします。 （事務局より説明）</p>
<p>麦倉分科会長</p>	<p>事務局から説明をいただきましたが，ご質問等ございますでしょうか。</p>
<p>直井委員</p>	<p>前回のサービス計画（第 1 期）の策定も 3 月ぎりぎりだった。パブコメも 3 月。市民の意見を反映させるのであれば，たぶん間に合っていない。だから，そのパブリックコメントは今回反映させるのか。それが 1 点。</p>

<p>事務局</p>	<p>もう1点が、策定指針が示されない。第2回目の分科会で、第1期の目標に対する実態と分析を出していただけるのか、どのような項目が示されるのか。例えば、サービス量がどのくらいとか、障がい程度区分が6, 5, 4, 3, 2, 1がどれくらい出ているのかなど。</p> <p>パブリックコメントに関しては、実際に実施したのは1月です。まとめて分科会に提示させていただいたのは3月になってしまいました。市民の意見をどのくらい反映させられたかということですが、全て対応できたわけではありませんが、一定は対応できたと思う。特に日中一時支援、日中預かりについてのご意見が多く、当該事業についてはもともと市としても拡大の方向性がありましたので、全部が全部ではありませんが、一定対応できたと思う。また、2期目の計画を作るに当たりましても、ご意見をふまえていきたい。</p> <p>もうひとつの実績の提出につきましては、まだどういったものという決まったものはございませんが、サービス量を見込むということであれば、少なくとも各年度のサービスの実績は出すつもりです。3月の分科会でもサービスの実績を出したところがございますが、計画値との乖離が見られるので、そのあたりをどうするのが課題と考えている。それ以外では、先ほどの障がい程度区分ごとの分布状況や市の施策がどうなっているのかは出していく必要があると考えている。サービス計画策定に時にまたご説明しますが、計画でいくつか目標値をもっている、例えば、地域移行について、施設入所者からどのくらいの人数を地域生活に移行していくのか、就労施設を利用する方がどのくらいいるのかとか、目標値についても現状をご説明していきたい。それ以外で知りたいものがあれば、事務局の方にお話いただければ、間に合えば分科会に出していきたい。</p>
<p>直井委員</p>	<p>第1期をつくった際には、サービス量を測るに当たっては、県内の施設に対し、何年にどういう事業体系に移るかというアンケートを県が行い、それに基づいて計画ができています。それが実際にはどうなったのか、現場サイドではそれがかなりかけ離れていると感じている。県としても、その基礎的データが、あくまでも施設事業所の予想でしかない。実際には回答したものとは異なる施設が多い。サービス量を目標値に定める計画ではかなりの差異がでてしまう。実際にはどのように移ってきているのか、また、まだ移っていない施設が今後、どのようなタイミングで、どのような事業に移っていくのか、また調査をしなければならない。こ</p>

	<p>これは宇都宮だけの話ではないので、県にも申し上げているが、計画に大きな影響が出ると考える。そのあたりのことも、事務局サイドとして考えて欲しい。</p>
<p>麦倉分科会長</p>	<p>ご意見ということでよいか。</p>
<p>直井委員</p>	<p>はい。</p>
<p>寺内委員</p>	<p>サービス計画の策定方針が出ていない件で、出てきたときに国の方針どおりやればよいということではないと思う。格差があるとかないとか出ているが、すべて並べて、全国統一でやればよい、法的に定められたとおりを書けばよいということではなく、宇都宮市としてはこうすべきだということ、市長の意見もあるかもしれませんが、市としてどういう考えを進めていくのか、こういうものも考えて欲しいという意見が出てきたら、それにも配慮していただきたい。</p>
<p>加藤委員</p>	<p>これは、障がい者が地域で生活するという当たり前のことを実現するためのものであるので、アンケートを実施すればある程度のニーズは把握できると思うので、念入りにやってほしい。1番は、必要のある人の要望を、お金もかかることですが、吸い上げていただきたい。</p>
<p>麦倉分科会長</p>	<p>確認したいが、両計画とも今年度で終了し、新しいものが21年度からスタートするわけであるが、国の関係で時期がずれた場合には、現計画の期間を延長するのか、暫定版をつかってスタートするのか、宇都宮市としてはどう考えていますか。</p>
<p>事務局</p>	<p>プランの方は、国も5か年計画が出ているので、スケジュールどおりいくと考えています。遅れるのは、障がい福祉サービス計画で、国の動きに関係なくサービスは問題なく提供できるが、各サービス量をつみあげて、国全体として集計して評価を行なうためのもの。サービスの種類が決まらないと、そもそも量が見込めないという実態がある。そういった策定の流れとは別に、寺内委員のご指摘のように、市独自の施策を検討することは可能だと考えている。遅れた場合に影響があるのかということですが、実際には、遅れるとしても1年も2年も遅れるというわけではない。遅れても半年くらいであれば、実際の利用への影響はない。まとめたサービス量は、県が事業者の指定制限をするための材料として使</p>

亀山委員	うとされているが、第2期については少なくとも、県は指定制限に関しては考えていないとのことであるので、実際の影響はないと考えている。
事務局	次の会議の予定は、 8月下旬の予定です。
麦倉分科会長	これもちまして、本日の分科会を終了します。